補助金申請の流れ

※空き家が補助の対象に該当する物件かについて、必ず事前にご確認ください。

申　請　者	市（空家対策課）
解体補助制度について相談・問い合わせ	**制度の説明・現地確認**
	【確認内容】建物の状態、周辺道路状況 ※補助金を受けていただくには、不良住宅測定基準表にて合算した評点が100点以上であることが必要
交付申請書の提出 【提出書類】交付申請書(様式第1号)、住宅地図、登記事項証明書(空き家土地・建物)、(工事進入路確認図)、見積書、誓約書及び承諾書(様式第2号)、本人確認書、(世帯全員の住民票及び所得証明書)	**交付申請書の受理**
※申請者が法人の場合は、暴力団等に該当しないかについての警察照会に1ヵ月以上の期間が必要になります。 ※申請者の方の世帯の月収及び資産の状況により補助限度額が変わります。	**申請内容の確認** 【確認内容】補助対象要件(工事計画、暴力団等に該当しない、他の補助金を受けていない)、補助対象金額の算定等
補助金交付決定通知書の受理	**補助金交付決定通知書の発行**
※交付決定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書(様式第6号)と変更内容が確認できる資料を提出	※変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、変更承認通知書を発行
通知書を受け取ってから60日以内に工事着手	
〈工事着工〉着工届の提出 【提出書類】着手届(様式第5号)	**着手届の受理**
＜工事施工＞	
〈工事完了〉実績報告書の提出 【提出書類】完了実績報告書(様式第9号)、工事完了写真、工事請求書及び領収書の写し	**完了実績報告書の受理**
	報告内容の確認 【確認内容】工事完了、契約・支払が行われているか
額の確定通知書の受理	**額の確定通知書の発行**
請求書の提出 【提出書類】補助金請求書(様式第11号)、代理受領の場合は、代理受領委任状(様式第12号)	**補助金請求書の受理**
補助金の受理	**補助金の交付**